

「いじめ防止委員会」設置要項

2014年(平成26年)4月 1日

福山市立中央中学校

1 目的

いじめの防止等について、「福山市立中央中学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止，早期発見，早期対応及び再発防止を図り，生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

2 構成員

委員長を校長とし，副委員長を教頭とする。

生徒指導主事，学年主任，養護教諭，学校相談員，SCを委員とする。

校長は，必要に応じて本校の教職員及び心理，福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

3 組織図

本委員会を公務分掌表に位置づける。

4 会議

校長は，この「いじめ防止委員会」を主宰し，会議を招集する。

5 いじめ防止委員会の役割

- (1) 基本方針に基づく年間活動計画を作成し，その実施について統括する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口を設置し周知する。
- (3) いじめに関する情報を収集・記録し，情報の共有化を図る。
- (4) いじめに関する情報があった時は，迅速に情報を共有し，関係生徒への聴取と指導を行う。また，対応方針，支援体制等を検討する。
- (5) 重大事態が発生した場合，本委員会が中核となってプロジェクトチームを編成するとともに，福山市教育委員会と連携し調査等の取組みを行う。
- (6) その他，いじめの防止等に係る組織的な取組みを行う。

6 その他

この要項に定めるもののほか，いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。